○国土交通省令第五十五号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の一部の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第七号イ及びロ、第十四条第四項及び第十項、第四十条並びに第四十一条の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二条第七号イの国土交通省令で定める者） **第四条**　法第二条第七号イの国土交通省令で定める者は、地方公共団体、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。 （法第二条第七号イの国土交通省令で定める要件） **第五条**　法第二条第七号イの国土交通省令で定める要件は、次に掲げる要件のうちいずれか二以上の要件に該当することとする。 一　乗車定員百人以上であって、低床化されている等旅客が円滑に乗降できる連節バス（法第二条第七号イに規定する連節バスをいう。）であること。 二　道路運送高度化事業（法第二条第七号イに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムに対応した機器が設けられたものであること。 三　走行円滑化措置（法第二条第七号イに規定する走行円滑化措置をいう。）に対応した機器が設けられたものであること。 四　旅客の乗降を円滑にするための措置が講じられたものであること（第一号に該当するものを除く。）。 （法第二条第七号ロの国土交通省令で定める要件） **第六条**　法第二条第七号ロの国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　運行経路指示システム（法第二条第七号ロに規定する運行経路指示システムをいう。）であること。 二　ＩＣカード、クレジットカード、二次元コードその他の方法を用いて運賃又は料金を円滑に支払うことができるものであること。 三　道路運送高度化事業（法第二条第七号ロに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の運行管理、充電その他の運送を実施するために必要な行為を効率的に行うことができるものであること。	（法第二条第七号の国土交通省令で定める者） **第四条**　法第二条第七号の国土交通省令で定める者は、地方公共団体、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。 （法第二条第七号の国土交通省令で定める措置） **第五条**　法第二条第七号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のうちいずれか二以上の措置を講ずるものとする。 一　乗車定員百人以上であって、低床化されている等旅客が円滑に乗降できる連節バス（連節部により結合された二つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のものをいう。）を用いること。 二　道路運送高度化事業の用に供する車両の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムを導入すること。 三　道路交通の円滑化に資する措置に対応した機器又は施設を整備すること。 四　旅客の乗降を円滑にするための措置（第一号に該当するものを除く。）を講ずること。 （法第二条第七号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上） **第六条**　法第二条第七号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保及び安全性の向上とする。